# 監査公表第 3 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、都市整備部及び建設水道部(道路河川課・公共交通用地対策室)に係る定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成28年2月24日

敦賀市監査委員 安 久 彰

同 中村 淳

同 山崎法子

都市整備部及び建設水道部(道路河川課、公共交通用地対策室)に係る定期監査結果報告

### 1 監査の実施日

平成28年2月12日(金)

### 2 監査の対象

都市整備部〔都市政策課、駅周辺整備課(新幹線推進室、敦賀駅交流施設)、住宅政策課〕及び建設水道部〔道路河川課(高規格道路対策室、郊外生活基盤整備室)、公共交通用地対策室〕(以下「各課等」という。)に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

#### 3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

## 4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているもの と認められた。

なお、工事請負、業務委託及び修繕などの業者選定にあたっては、敦賀市財務 規則に基づき、経済的、有効的な観点を持って引き続き公正な事務執行に努めら れたい。